

京都市上下水道局告示第19号

下水道法第9条の規定に基づき、公共下水道の供用を次のように開始し、当該供用開始の日から終末処理場による下水を処理すべき区域とし、その処理を行います。

関係図面は、京都市上下水道局において一般の縦覧に供します。

平成17年8月15日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

下水を排除すべき区域	供用開始の日	排水施設の位置	排水施設の合流式 又は分流式の別	終末処理場の 位置及び名称
北区 大北山原谷乾町の一部	平成17年 8月15日	北区 大北山原谷乾町の一部	分 流	南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1番地 京都市上下水道局 鳥羽水環境保全センター
左京区 静市市原町, 岩倉木野町のそ れぞれの一部	平成17年 8月15日	左京区 静市市原町, 岩倉木野町のそ れぞれの一部	分 流	南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1番地 京都市上下水道局 鳥羽水環境保全センター

左京区 北白川瓜生山町の一部	平成17年 8月15日	左京区 北白川瓜生山町の一部	分 流	南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1番地 京都市上下水道局 鳥羽水環境保全センター
左京区 岩倉上蔵町, 岩倉村松町のそ れぞれの一部	平成17年 8月15日	左京区 岩倉上蔵町, 岩倉村松町のそ れぞれの一部	分 流	南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1番地 京都市上下水道局 鳥羽水環境保全センター
山科区 大塚高岩の一部	平成17年 8月15日	山科区 大塚高岩の一部	分 流	伏見区石田西ノ坪町3番地 京都市上下水道局 石田水環境保全センター
右京区 鳴滝音戸山町, 梅ヶ畑向ノ地 町のそれぞれの一部	平成17年 8月15日	右京区 鳴滝音戸山町, 梅ヶ畑向ノ地 町のそれぞれの一部	分 流	南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1番地 京都市上下水道局 鳥羽水環境保全センター
西京区 御陵池ノ谷, 御陵御茶屋山の それぞれの一部	平成17年 8月15日	西京区 御陵池ノ谷, 御陵御茶屋山の それぞれの一部	分 流	京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口1 番地 洛西浄化センター

西京区 嵐山中尾下町, 嵐山虚空蔵山町, 嵐山山田町, 嵐山山ノ下町, 嵐山元禄山町のそれぞれの一部	平成17年 8月15日	西京区 嵐山中尾下町, 嵐山虚空蔵山町, 嵐山山田町, 嵐山山ノ下町, 嵐山元禄山町のそれぞれの一部	分 流	京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口1番地 洛西浄化センター
西京区 檜原盆山, 檜原鴨谷, 御陵鴨谷, 御陵池ノ谷, 御陵御茶屋山, 御陵南谷, 御陵大原のそれぞれの一部	平成17年 8月15日	西京区 檜原盆山, 檜原鴨谷, 御陵鴨谷, 御陵池ノ谷, 御陵御茶屋山, 御陵南谷, 御陵大原のそれぞれの一部	分 流	京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口1番地 洛西浄化センター
伏見区 小栗栖小坂町, 小栗栖山口町のそれぞれの一部	平成17年 8月15日	伏見区 小栗栖小坂町, 小栗栖山口町のそれぞれの一部	分 流	伏見区石田西ノ坪2番地 京都市上下水道局 石田水環境保全センター
伏見区 向島東定請の一部	平成17年 8月15日	伏見区 向島東定請の一部	分 流	京都府八幡市八幡焼木1番地 洛南浄化センター

<p>伏見区 向島渡シ場町, 向島清水町, 向島鷹場町, 向島藤ノ木町, 向 島東泉寺町, 向島丸町のそれぞ れの一部</p>	<p>平成17年 8月15日</p>	<p>伏見区 向島渡シ場町, 向島清水町, 向島鷹場町, 向島藤ノ木町, 向 島東泉寺町, 向島丸町のそれぞ れの一部</p>	<p>分 流</p>	<p>京都府八幡市八幡焼木1番地 洛南浄化センター</p>
<p>伏見区 桃山町因幡の一部</p>	<p>平成17年 8月15日</p>	<p>伏見区 桃山町因幡の一部</p>	<p>分 流</p>	<p>伏見区石田西ノ坪2番地 京都市上下水道局 石田水環境保全センター</p>

(上下水道局下水道部管理課)